

府民簡易監査 ホームページ公表案

【 建設交通部 】

件 名	建築基準法第 6 条及び第 7 条の手続きについて
<p>申立概要 【受理 4. 12. 8】</p>	<p>平成 3 年 9 月頃、府土木事務所は、A 市に建築された物件について、当該物件に隣接する道路幅員と敷地幅員が誤って記載された配置図及び建築計画概要書を、道路管理者である A 市の確認なく受理している。これは、建築基準法（以下「法」という。）第 6 条及び第 7 条に適合しない手続きである。</p> <p>違法な処理を防止するため、特命監視役を置くことを求める。</p>
<p>確認事項 【通知 5. 3. 22】</p>	<p>平成 3 年当時の法第 6 条の確認申請については、建築基準法施行規則において、確認申請書の様式、計画建築物に応じた添付図書及び明示すべき事項が規定されている。添付図書である配置図には「敷地に接する道路の位置及び幅員」を明示すべきとされているが、確認申請書の受理に当たり、道路幅員及び敷地幅員を道路管理者に確認しなければならないという規定はない。</p> <p>さらに、当時の法第 7 条においても、道路幅員及び敷地幅員を道路管理者に確認しなければならないという規定はない。</p> <p>また、当時の法第 6 条による確認通知書の交付及び法第 7 条による検査済証の交付に当たっては、法第 6 条の規定により、申請図書で確認申請書の計画が法令等の規定に適合していること、法第 7 条の規定により、現地で確認申請書の計画が法令の規定に適合していることを確認していることから、処理は適切である。</p> <p>上記のとおり適切に処理されているため、特命監視役の設置は不要である。</p>